

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 29 年 9 月 1 日

長野県南信工科短期大学校長 大石修治

### 1 入札の目的

解体工事の請負契約

### 2 工事名

南信工科短期大学校 オイル地下タンク撤去工事

### 3 工事箇所名

上伊那郡南箕輪村 8304-190

### 4 入札に参加する者に必要な資格等

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号。以下「規則」という。）第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 平成 29・30 年度長野県建設工事等入札参加資格を有するもののうち次に掲げる要件を全て満たしている者であること。

ア 解体工事について入札参加資格を有する者であること。

イ 資格総合点数が 827 点以下の者であること。

ウ 上伊那地域振興局管内に本店又は支店若しくは営業所を有している者であること。

ただし、本件入札は、解体工事の入札参加資格を有していなくても、以下の(ア)～(エ)の要件を全て満たしている場合は参加することができます。

(ア) とび・土工・コンクリート工事の入札参加資格を有していること。

(イ) 平成 28 年 6 月 1 日時点でとび・土工工事業の許可を受けていたこと。

(ウ) 平成 28 年 10 月 1 日直前の完結する 2 事業年度の双方に、解体工事の実績があること。

(エ) とび・土工・コンクリート工事の資格総合点数を解体工事の資格総合点数に換算し直した点数が、上記イの要件の範囲内にあること。

上記(イ)及び(ウ)の証明については、自己の責任において書類提出により行うこと。

(証明書類の例、資格総合点数の換算方法は別紙「県が発注する解体工事の入札参加資格について」を参照してください。)

(3) 建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政第 337 号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。

### 5 工期

工事開始日から約 40 日間

### 6 支払条件

#### (1) 前金払

原則として、1 件の契約金額が 100 万円以上の工事等について、契約金額の 4 割の範囲内で前金払をします。

#### (2) 部分払

原則として、1 件の契約金額が 50 万円以上の工事等について、規則の規定による回数範囲内で部分払をします。

## 7 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書（案）、設計図書及び入札心得を平成 29 年 9 月 1 日（金）から平成 29 年 9 月 11 日（月）までの土曜日、日曜日、祝日等閉庁日を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで次の場所において縦覧に供します。

上伊那郡南箕輪村 8304-190

長野県南信工科短期大学校 電話 0265-71-5051

なお、建設工事請負契約書（案）、設計図書及び入札説明書については、次のアドレスからダウンロードすることもできます。

<http://www.nanshinkotan.ac.jp/> (南信工科短期大学校ホームページ)

## 8 入札手続等

### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成 29 年 9 月 20 日（水）午前 10 時

イ 場所 長野県南信工科短期大学校 会議室

### (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

### (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、上記 4 に掲げる資格を有することを証する書類に経営事項審査結果通知書を添付して、平成 29 年 9 月 11 日（月）午後 5 時までに上記 7 の場所に提示し、確認を受けてください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

### (5) 入札保証金

政令第 167 条の 7 第 1 項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第 126 条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第 127 条各号の一に該当する場合は、納付する必要はありません。

なお、落札者が契約を締結しないときは、納付させないこととした金額に相当する金額を徴収するものとします。

### (6) 契約保証金

政令第 167 条の 16 第 1 項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第 126 条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第 143 条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

### (7) 入札の無効

規則第 129 条各号に該当する入札書は無効とします。

### (8) 契約書作成の要否

必要とします。

### (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みした者を落札者として決定します。

## 9 その他

詳細は、入札説明書によります。

## 県が発注する解体工事の入札参加資格について

県が解体工事を発注する場合、「解体工事」の入札参加資格を有する者に加え、以下の者も入札に参加することができます。

「とび・土工・コンクリート工事」の入札参加資格を有し、

かつ、平成 28 年 6 月 1 日時点で「とび土工工事業」の許可を受けており、……………①

かつ、平成 28 年 10 月 1 日直前の完結する 2 事業年度の双方に解体工事の実績がある……………②

上記①、②については、入札参加者が書類を提出して証明する必要があります。  
証明に用いる書類については以下のとおりです。

### 資格証明書類

- ①について： 建設業許可通知書 または 建設業許可証明書  
(※ 平成 28 年 6 月 1 日時点で資格を有していたことがわからないと×)
- ②について： 各事業年度での解体工事の実績が確認できる書類
- ・ 経審申請時の「工事種類別完成工事高」の写し、
  - ・ 工事経歴書（解体工事が確認できるもの 2 事業年度分）、
  - ・ 解体工事の契約書の写し

### 「とび・土工・コンクリート工事」の入札参加資格で 解体工事の入札に参加する場合の資格総合点数について

土	890	タ	—	機	—
プ	—	鋼	—	絶	—
建	—	橋	—	通	920
大	—	筋	—	園	—
左	—	舗	750	井	—
と	840	し	—	具	—
法	—	板	—	水	—
石	—	ガ	—	消	—
屋	—	塗	—	清	—
電	—	防	—	解	—
管	—	内	—	参	
				客1	120
				客2	90

入札参加資格の審査を申請した事業者には、左図のような資格付与通知が送付されます。(4月下旬)  
左図では「解体」には点数がついていませんが、「とび土」の点数から「解体」の点数を知ることができます。

#### 《解体工事の資格総合点数の算出方法》

$$\text{「とび土」} - \text{「客1」} + \text{「客2」} = \text{「解体」}$$

左図を例にとると、  
(とび土)840 - (客1)120 + (客2)90 = (解体)810 で、  
解体工事の資格総合点数は 810 点となります。

※ 客1は土・と・舗に加算されている工事成績・表彰点を含んだ新客観点数で、客2はそれ以外の業種に加算されている新客観点数です。